

ハンセン病に関する教育の実施について

- 文部科学省では、ハンセン病に対する偏見や差別の解消のための適切な教育の実施について、令和5年11月30日に各都道府県教育委員会等に対し通知を発送し、協力を要請した。

ハンセン病家族国家賠償請求訴訟の判決受入れに当たっての内閣総理大臣談話(抄)

(令和元年7月12日閣議決定)

本年6月28日の熊本地方裁判所におけるハンセン病家族国家賠償請求訴訟判決について、私は、ハンセン病対策の歴史と、筆舌に尽くしがたい経験をされた患者・元患者の家族の皆様の御労苦に思いを致し、極めて異例の判断ではありますが、敢えて控訴を行わない旨の決定をいたしました。

(略)

ハンセン病対策については、かつて採られた施設入所政策の下で、**患者・元患者の皆様のみならず、家族の方々に対しても、社会において極めて厳しい偏見、差別が存在したことは厳然たる事実であります。**この事実を深刻に受け止め、患者・元患者とその家族の方々が強いられてきた苦痛と苦難に対し、政府として改めて深く反省し、心からお詫び申し上げます。

(略)

確定判決に基づく賠償を速やかに履行するとともに、訴訟への参加・不参加を問わず、家族を対象とした新たな補償の措置を講ずることとし、このための検討を早急に開始します。さらに、**関係省庁が連携・協力し、患者・元患者やその家族がおかれていた境遇を踏まえた人権啓発、人権教育などの普及啓発活動の強化に取り組みます。**

家族の皆様の声に耳を傾けながら、寄り添った支援を進め、この問題の解決に全力で取り組んでまいります。そして、家族の方々地域で安心して暮らすことができる社会を実現してまいります。

- 厚生労働省では、文部科学省と協力し、ハンセン病を正しく理解するためのパンフレット『ハンセン病の向こう側』を作成し、毎年全国の中学校等へ配布している。

- ハンセン病を正しく理解することにより、ハンセン病に対する差別や偏見を解消し、ハンセン病患者・元患者等の名誉を回復することを目的としている。

・パンフレットの概要

- ① ハンセン病の悲しい歴史
- ② ハンセン病と人権について考える
- ③ ハンセン病問題から学ぶべきこと
- ④ ハンセン病療養所の入所者・社会復帰者の家族の人権について考える
- ⑤ ハンセン病をもっと知ろう

- ・ このほか、厚生労働省ホームページにおいて、指導者用パンフレット「ハンセン病を正しく伝えるために」を掲載（パンフレットと合わせて全中学校等へ配布）<https://www.mhlw.go.jp/houdou/2003/01/h0131-5.html>



ハンセン病に関する教育の実施について

ハンセン病に関する施設・資料等

(1)関係施設

○国立ハンセン病資料館(URL <https://www.nhdm.jp/>)

全国のハンセン病療養所や国内外の関係機関から収集した資料を展示。写真パネル・DVDの貸出実施。

○重監房資料館(URL <https://www.nhdm.jp/sjpm/>)

かつてハンセン病患者の懲罰施設は、通称「重監房」と呼ばれ、遺構に残された資料や発掘調査の出土遺物等から推定される形を実寸大で部分再現し、その過酷さを体感できるように展示。DVDの貸出も実施。

○国立ハンセン病療養所(URL https://www.mhlw.go.jp/www1/link/link_hosp_12/hosplist/nc.html)

全国に13園あり、交流施設の運営や行事の開催、資料の貸出等を実施。

(2)資料等

○人権啓発動画「ハンセン病問題を知る～元患者と家族の思い～」

【啓発動画掲載URL】 https://www.youtube.com/watch?v=gPH5b_CDwto

【活用の手引き等掲載URL】 http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken04_00151.html

○「ハンセン病問題～過去からの証言、未来への提言～」(URL <http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken96.html>)

法務省人権擁護局が作成した啓発映像で、活用の手引きや証言集も掲載。

○人権ライブラリー(URL <http://www.jinken-library.jp/>)

(公財)人権教育啓発推進センターが運営。およそ15,000冊の国内外の人権関連図書をはじめ、映像資料(DVD、VHS)、紙芝居、展示用パネル等を所蔵。閲覧・貸出を実施。

○人権チャンネル(URL <https://www.youtube.com/user/jinkenchannel>)

ハンセン病問題をはじめ、人権について理解を深めるための映像を公開。

(3)ウェブサイト

○厚生労働省(ハンセン病に関する情報ページ)https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/hansen/index.html

○文部科学省(「HIV感染者・ハンセン病患者等」に関する参考資料)

http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/jinken/sankosiryu/1322245.htm

○法務省(ハンセン病患者等に対する偏見や差別をなくしましょう)

http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken04_00151.html

文部科学省ハンセン病家族国家賠償請求訴訟を踏まえた人権教育推進検討チーム

検討の背景と経緯

- ▶ 「ハンセン病家族国家賠償請求訴訟の判決受入れに当たっての内閣総理大臣談話」（令和元年7月12日閣議決定）等を踏まえ、令和元年10月にハンセン病の患者・元患者やその家族が置かれていた境遇を踏まえた人権教育を推進するための具体的な検討を行うことを目的として、文部科学大臣政務官を座長とする「ハンセン病家族国家賠償請求訴訟を踏まえた人権教育推進検討チーム」を文部科学省内に設置。（座長：文部科学大臣政務官、事務局長：総合教育政策局長、構成員：初等中等教育局長、高等教育局長）
- ▶ 有識者ヒアリングを含む会議と関係施設の視察等を行い検討を進めている。

第1回（令和元年10月29日）

- ・ハンセン病家族国家賠償請求訴訟を踏まえた人権教育推進検討チームの設置について
- ・熊本ハンセン病家族訴訟について
- ・文部科学省におけるハンセン病に関する教育の取組について
- ・人権教育推進に関する有識者ヒアリング
梅野正信 上越教育大学理事兼副学長

第2回（令和元年11月13日）

- ・学校教育に関する現状の取組について
- ・人権教育推進に関する有識者ヒアリング（初等中等教育）
小泉ひとみ 東村山市立萩山小学校校長
太田元 東村山市立東村山第三中学校統括校長
井上貴雅 東村山市教育委員会教育部主任（学校教育担当）
鈴木賢次 東村山市教育委員会統括指導主事

第3回（令和元年11月28日）

- ・ハンセン病補償法、問題基本法改正法について
- ・登米市立新田中学校の視察について
- ・人権教育推進に関する有識者ヒアリング（社会教育、高等教育）
飯開輝久雄 合志市教育委員会人権啓発教育課長
近藤真紀子 香川県立保健医療大学教授

第4回（令和2年1月29日）

- ・文部科学省職員向け研修講話
黄光男 ハンセン病家族訴訟原告団副団長

第5回（令和2年2月26日）

- ・これまでの議論の整理について

第6回（令和3年3月4日）

- ・ハンセン病家族国家賠償請求訴訟を踏まえた人権教育推進検討チームの設置要領改訂について
- ・文部科学省におけるこれまでの主な取組について
- ・今後考えられる取組について

第7回（令和3年4月19日）

- ・人権教育推進に関する有識者ヒアリング（初等中等教育）
佐久間建 都立武蔵台学園府中分教室教諭

第8回（令和3年6月17日）

- ・人権教育推進に関する有識者ヒアリング（初等中等教育）
大高俊一郎 国立ハンセン病資料館事業部社会啓発課長

第9回（令和3年9月30日）

- ・これまでの議論の整理について

視察①（令和元年10月16日）

- ・国立療養所多磨全生園
- ・国立ハンセン病資料館

視察②（令和元年11月20日）

- ・登米市立新田中学校
- ・国立療養所東北新生園

視察③（令和2年2月17日）

- ・国立療養所菊池恵楓園
- ・福岡県教育委員会

視察④（令和2年11月19日）

- ・国立療養所多磨全生園
- ・国立ハンセン病資料館

視察⑤（令和5年8月1日）

- ・国立療養所菊池恵楓園

検討チーム議論を踏まえた当面の取組

<主に初等中等教育段階>

① ハンセン病に関する学習に関する教材の充実や活用の促進

- 厚生労働省作成の**中学生向けパンフレット「ハンセン病の向こう側」**については、国が作成した教材で安心して授業で活用できる等の評価がある。また、**ハンセン病に関する講演等では小学校高学年の反応が良い**という意見がある。児童生徒の発達段階に応じたハンセン病に関する人権教育を充実させるため、今後、**小学校や中学校における指導事例**を周知する。

② ハンセン病に関する人権教育を担う指導者への研修等の充実

- 教員個人ではなく**教育委員会や学校の組織的なハンセン病に関する人権教育の取組**を促すため、引き続き、各都道府県等の人権教育担当者や人権教育指導者が集まる会議において、**国の施策動向や有用なコンテンツ等に関する情報提供**を図る。
- より**多くの教員がハンセン病に関する実践的な人権教育に取り組める**よう、独立行政法人教職員支援機構において、指導の要点について学ぶことができる**オンライン研修教材の作成・配信**を進める。

<主に高等教育段階>

③ ハンセン病に係る教育に関する各大学の取組の把握と支援

- 大学におけるハンセン病に関する教育において参照・使用できるよう、**ハンセン病に関する教材**や、**国立ハンセン病資料館をはじめとする教育への協力を要請する国の施設・機関等を取りまとめ情報提供**を行う。
- 大学におけるハンセン病に係る教育の全体的な状況**について**調査・公表**する。※平成30年度大学改革状況調査において実施済み

<ハンセン病に関する学習のための基盤整備>

④ ハンセン病に関する学習のための関連資料等の収集と提供

- ハンセン病当事者の声**は、ハンセン病に関する学習を進める上で説得力のある教材でもある一方、当事者の高齢化やコロナ禍等により、当事者との直接交流には制約があるため、各所で収集している**当事者の映像や声が教育・研修等で活用されるよう周知**を行う。
- 引き続き厚労省・法務省と連携し、各都道府県・指定都市教育委員会等に対して、**中学生向けパンフレット**、法務省作成の**人権啓発動画及び冊子**、**国立ハンセン病資料館の学芸員等の講師派遣等**のハンセン病に関する人権教育に活用できる資料等の**周知**を行う。

ハンセン病に係る偏見差別の解消に向けた施策提言の全体像

1. 施策の実施に当たって国等が前提とすべきこと

(1)基本認識の共有	(2)基本認識を明示する計画・プログラムの作成	(3)国を挙げた施策実施体制の構築
<ul style="list-style-type: none"> ハンセン病に係る偏見差別は国の隔離政策によって作出助長された 偏見差別は今も解消されておらず、病歴者・家族等を苦しめている 偏見差別の解消は、それを作出助長した責任に基づき、国全体での取り組みが必要 	<ul style="list-style-type: none"> 「人権教育・啓発に関する基本計画」の改訂の検討 - 2002年の策定後、「ハンセン病患者・元患者等」の項目は、改訂なし 厚生労働省、法務省、文部科学省の「実施プログラム」の策定の検討(基本計画を補完) 	<ul style="list-style-type: none"> 厚生労働省、法務省、文部科学省の各省単独の取り組みの解消 関連省庁が連携した国として継続性のある系統的な施策の実施

2. 個別・具体的な施策に対する提言

(1)全国的な実態調査	(2)行動・意識変容の促進	(3)被害の救済・回復	(4)被害者の「語り」の保障	(5)地方公共団体の取り組み
<ul style="list-style-type: none"> 偏見差別の現状を把握する住民意識調査 学校における差別被害の実態調査 ハンセン病人権教育の実施状況調査 療養所退所者の再入所の要因分析 資料分析結果の活用 <ul style="list-style-type: none"> 家族訴訟の原告陳述書等、宿泊拒否事件の際の差別文書 	<ul style="list-style-type: none"> 各省の普及啓発に関する施策・事業の改善 教科書の記述の充実、学習指導要領の改訂 啓発資料等の活用 <ul style="list-style-type: none"> 教科書を補完する中学生用パンフレット、啓発シンポジウム、地方公共団体への委託事業、教育現場への情報発信、国立ハンセン病資料館等 授業担当者等の教育力向上 	<ul style="list-style-type: none"> ハンセン病問題に特化した相談窓口の拡大 法務省人権擁護機関の調査救済活動の見直し 人権侵犯事件における任意調査の是正 「差別」「差別被害」概念の是正 国連パリ原則に基づく国内人権機関の設置の検討 	<ul style="list-style-type: none"> 当事者の「語り」が果たす役割・意義の確認 当事者の「語り」の記録・保存・活用 「語り」に伴う負担・葛藤に対するサポート体制の構築 	<ul style="list-style-type: none"> 退所者・家族等も対象に含めた里帰り・訪問事業の拡充 地方公共団体での相談体制・相談窓口の充実 病歴者・家族の語りを継承する「伝承者」の育成 地域の関係団体等によるハンセン病問題に関する意見交換会等の実施

啓発資料等の活用をぜひお願いいたします

3. 提言の実現に向けて

(1)PDCAサイクルの導入	(2)国立ハンセン病人権教育啓発センター(仮称)の必要性
<ul style="list-style-type: none"> 対象:厚生労働省、法務省、文部科学省、地方公共団体等が実施する全ての事業 事業の目的と解決すべき課題を明確に定め、事業実施によって達成された効果を的確に測定し、その結果に基づいて事業内容の見直しを図る 新たな実施機関の必要性も検討すべき 	<ul style="list-style-type: none"> ハンセン病に係る偏見差別の解消を図るため、省庁間の垣根を超えた一元的な組織による系統的な取り組みができる体制を構築 所掌範囲:ハンセン病に係る偏見差別を解消するために必要な教育、啓発、人権救済・相談活動全般 組織形態:運営委員会と事務局を設置。運営委員会には相当数の当事者の参加を検討 実現に向けた検討課題:独立行政法人としての設立可能性(既存組織の改編・拡充、人員の確保と予算措置等)、ハンセン病問題に関わる既存組織・運動体や既存施策・事業等との調整 センター構想の実現に向けた検討組織を直ちに設置すべき